

令和 8 年 4 月 1 日  
江東区立南砂中学校  
校長 近藤 啓太



## 令和 8 年度 江東区立南砂中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等による「南砂中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

令和8年度 南砂中学校いじめ対策委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名	○印
委員長	校長	近藤 啓太	○
副委員長	副校長	山下 裕希子	○
	生活指導主任	渡邊 涼太	○
	第3学年(学年主任)	桑野 哲治	
	第2学年(学年主任)	木村 達至	
	第1学年(学年主任)	佐藤 一幸	
	C組学級主任	塩原 正一郎	
	生活指導1年担当	田中 まゆ子	○
	生活指導1年担当	片桐 すみれ	○
	生活指導2年担当	市川 周子	○
	生活指導3年担当	北村 真美	○
	生活指導つばさ担当	都筑 高志	
	生活指導C組担当	森岡 凜	○
	生活指導C組担当	田中 友美	○
	主任養護教諭	山守 千恵	○
	スクールカウンセラー	山口 雄介	
	スクールカウンセラー	山口 淳	

※ ○印の委員は、日常(金曜日①校時)の校内委員会に出席する

### 3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

#### 具体的な取組内容

- ・「こうとう学びスタンダードネクストステージ」に基づき、基礎基本を重視し、教科や教材の特性を生かした授業を行う。
- ・実際の体験や経験に基づいた指導を心掛けるとともに、生徒の興味を引きつけ学ぼうとする意欲や関心を高める授業を行う。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

#### 具体的な取組内容

- ・DVD教材「STOP!いじめII 見つめよう 考えよう」を活用し、事例毎にその時にとる行動や対応を考える。
- ・道徳用教材「心みつめて」P.150を基に、いじめのない学級実現のためにできることを考える。

- (3) 体験活動の充実……生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動(ソーシャルスキル・トレーニング等)を体系的・計画的に実施

#### 具体的な取組内容

- ・毎日、クラス全員と会話(挨拶を含む)をする習慣を身につける。
- ・人と話すときのポイント(相手の目を見て話す/話す声の大きさに注意する/身振りを加える/聞く側はときどき相づちを打つ等)をポスターにして教室へ掲示する。
- ・学級活動等でペアでのコミュニケーション活動(相手が何を話したか要約して発表する等)を行う。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・道徳用教材「心みつめて」P.146～147を基に、自分とは違うものの見方や考え方があることを学ぶ。
- ・クラスメイトのよいところを見つける「長所カード」を学活等に利用して作成し、他者理解力を高める。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・セーフティー教室や視聴覚教材等で SNS によるトラブルの理解と発生防止に努める。
- ・SNS 使用状況に関するアンケートを実施し、その結果を保護者と共有することで、家庭との協力体制をつくる。
- ・SNS 家庭ルールに基づき、保護者と連携し情報モラルの向上に努める。

- (6) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・年2回のいじめ防止に関する研修を行う。  
DVD教材「STOP! いじめⅡ 見つめよう 考えよう」を視聴し、ケースに応じた対応を検討する。
- ・いじめに関するアンケート結果やスクールカウンセラーによる教育相談内容報告を通して、共通理解を図るとともに、迅速な対応に心掛ける。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・無記名式によるアンケートを行う。またスクールカウンセラーと気軽に相談できる旨も記す。自分自身に関するものの他、見聞きした内容も記入する。
- ・アンケート記載事項についてはまず学年で聞き取り調査を実施し、いじめ防止対策委員会にて報告する。緊急を要する案件については委員長（校長）との面談を実施する。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・1年生については6月末までにスクールカウンセラーによる全員の面談を行う。その結果については、いじめ防止対策委員会にて報告する。
- ・学校全体としては、年3回（7月 11月 2月）にスクールカウンセラーによる教育相談週間（1～2週間程度）を設け、学級活動等で広く呼びかける。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

#### 具体的な取組内容

- ・自分ログ（生活記録）や宿題等を担任及び副担任が目を通し、複数の目で状況を管理する。
- ・自分ログ（生活記録）にはコメントをつける。
- ・保護者からのコメントについては、その対応及び報告を必ず行い信頼関係を構築する。

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
- （※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。  
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 法に規定されている「重大事態」の定義
- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）
  - ② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- (2) 重大事態への対応
- ① 学校は、重大事態が発生した場合、（生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。）、教育委員会へ事態発生について報告する。
  - ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。

- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。